

- (2) JAが貸し出す低コスト耐候性ハウスの整備に対する補助をします。
(被災ハウス栽培復旧事業)農業者は共同出荷・管理等を前提にJAの施設を借りられます。
- (3) JAが整備した低コスト耐候性ハウスを借り受ける賃借料を軽減します。
(被災ハウス復旧支援事業)
補助対象者…被災ハウス栽培復旧事業で整備した施設を借り受ける農家 補助率…1/3以内

3. 損傷による代わりの種苗を購入するとき（樹木・損傷対策）

- (1) 果樹の改植・補植のための伐採や苗木の購入、果樹棚の設置への支援。
(果樹経営支援対策事業) 補助率1/2 ※(公社)山梨県青果物経営安定基金協会扱い
- (2) 果樹の改植に伴う未収益期間に必要な肥料代等の育成費を支援。
(果樹未収益期間支援事業)5万円/10a×4年間 ※(公社)山梨県青果物経営安定基金協会扱い
- (3) 倒壊したハウス内の果樹の改植・補植のための苗木代を支援します。
(改植用果樹苗木購入事業) 補助率…購入費の2/3(県1/3 市町村1/3)
- (4) 損壊したハウスの栽培再開のため栽培期間の長い洋ランやバラの種苗代を支援します。
(花きハウス栽培種苗購入事業) 補助率…購入費の2/3(県1/3 市町村1/3)

4. 制度資金の利用者が被災し返済期間の猶予が必要になったとき（減収対策）

- (1) 近代化資金の償還を先延ばしして負担を軽減します。
(被災農業者リスクシェアル資金利子助成) 限度額…2,000万円
償還期限…据置3年以内+既往資金の残存償還年以内 貸付利率…無利子(保証料の負担なし)
- (2) すでに投資した被覆資材や燃油、肥料などの経費の支払いにお困りの時。
(雪害対策経営安定化支援資金) 限度額…200万円
償還期限…5年以内(うち据置1年以内) 貸付利率…無利子(保証料の負担なし)
※雪害関連事業や融資等の詳細は普及センターや農務事務所、市町村、JAにお問い合わせください。
※この融資・補助事業の内容は、3月10日に県が開催した説明会時点の情報です。実施に当たっては直近の情報での確認をお願いします。
※栽培や飼養管理技術情報は、随時提供しておりますので県及び市町村、JAのホームページや、配付資料をご覧ください。

○雪害緊急対策補助事業の実施や融資には確認書類等が必要になります

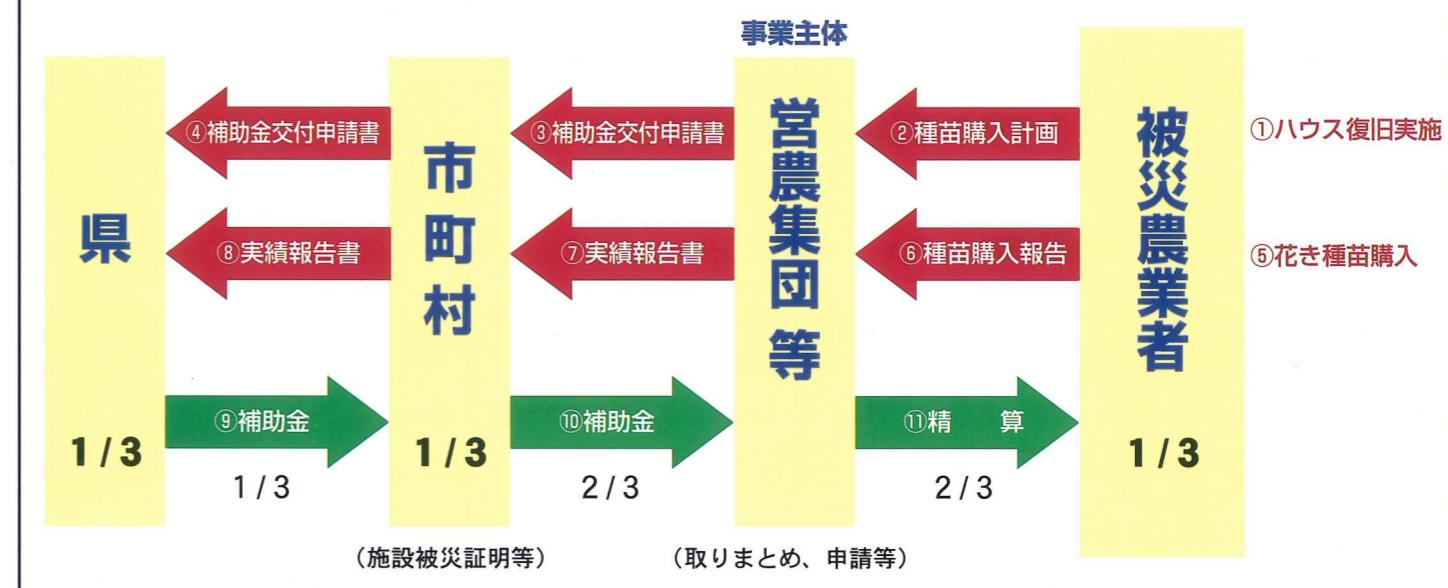
- 1 大雪により施設等が被災したことを証明するもの
被災現場写真、施設の規模を示す書面、市町村が認定する被害認定書など
- 2 施設の撤去(解体)や修復にあたり費用を証明するもの
上記1資料に加え、施工業者の見積書(複数)、工事日誌(自力撤去)、人件費を証明する書類(自力撤去)、納品書(自力撤去)請負契約書、請求書など
- 3 補助事業で施設を整備、再建するとき
上記1と2に加え 再建施設や付帯施設の見積書、設計書、所定の事業実施計画書など
※事業の実施に当たっては、事業を所管する県や市町村等との連携をとり進めてください。

○施設の解体撤去・再建には注意が必要です

大雪の被害が県内外で多く発生し、作業員や資材が不足しています。このため通常の施工価格を上回る見積額を提示する例もあるかもしれません。
複数の登録・許可業者から見積書を入手したり、生産組織や集団で対応するようにしましょう。

参考 補助事業の事務処理の流れの一例をお知らせします

○花きハウス栽培種苗購入事業費補助金の基本的な流れ



※事業には、市町村単独事業、県単独事業、国庫補助事業、直接採択事業などがあります。

※事業により実施主体には、市町村、農業者、生産集団、農業法人、農業団体等となり、実施要綱・要領により進められます。

参考 農業灾害対策資金の流れをお知らせします

貸し付け、利子補給金交付の流れ

